

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢</p> <p>金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p> <u>営業員の勧誘実態の把握及びその適正化</u></p> <p> イ．（略）</p> <p> （新設）</p> <p> <u>ロ．内部管理部門においては、勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。</u></p> <p> （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>- 3 諸手続（共通編）</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（ - 3 - 2 - 4、</p>	<p>・ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>- 2 業務の適切性（共通編）</p> <p>- 2 - 3 勧誘・説明態勢</p> <p>- 2 - 3 - 2 営業員管理態勢</p> <p>金融商品取引業者は、顧客属性等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、営業員の勧誘実態等の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底に当たっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p> <u>営業員の勧誘実態等の把握及びその適正化</u></p> <p> イ．（略）</p> <p> <u>ロ．特定投資家向け有価証券の取扱いにあたっては、各営業部門における管理責任者等において、特定投資家の範囲に中小法人や地方公共団体等が含まれていることに鑑み、金商法第40条の5第1項及び第2項に規定する告知又は書面交付について過不足のない対応が行われているかなど、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。</u></p> <p> <u>ハ．内部管理部門においては、上記イ及びロの勧誘実態等の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築しているか。</u></p> <p> （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>- 3 諸手続（共通編）</p> <p>- 3 - 3 業務に関する帳簿書類関係</p> <p>業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（ - 3 - 2 - 4、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>- 3 - 3 - 4、 - 2 - 3 及びⅪ - 2 - 3 を除く。) は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性及び財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 帳簿書類の電子媒体による保存 帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。 (略) 保存に使用する電子媒体は金商業等府令第157条第2項及び第181条第2項に規定する保存期間の耐久性を有すること。 ~ (略)</p>	<p>- 3 - 3 - 4、 - 2 - 3 及びⅪ - 2 - 3 を除く。) は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性及び財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 帳簿書類の電子媒体による保存 帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。 (略) 保存に使用する電子媒体は金商業等府令第157条第2項及び第181条第3項に規定する保存期間の耐久性を有すること。 ~ (略)</p>
<p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p>	<p>・監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</p>
<p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢 店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。 こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p>	<p>- 3 業務の適切性(第一種金融商品取引業)</p> <p>- 3 - 3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>- 3 - 3 - 1 法令等遵守態勢 店頭デリバティブ取引業者(金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。)が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上で重要である。 こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的には - 2 - 1 における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) 区分管理に係る留意事項 店頭デリバティブ取引業者が店頭金融先物取引（金商業等府令第79条第2項第2号に掲げる取引）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたり、<u>業府令第143条第1項第3号</u>に規定されるカバー取引相手方への預託を行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。 （略）</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 ～ （略） 区分管理の状況 保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、<u>金商業府令第94条第1項</u>に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可 私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたこ</p>	<p>(1) 区分管理に係る留意事項 店頭デリバティブ取引業者が店頭金融先物取引（金商業等府令第79条第2項第2号に掲げる取引）に係る金銭その他の保証金を管理するにあたり、<u>金商業等府令第143条第1項第3号</u>に規定されるカバー取引相手方への預託を行っている場合、当該保証金のうちカバー取引に該当しない自己取引に係る保証金がある場合は、カバー取引に係る保証金と自己取引に係る保証金とを明確に区分して管理しているか。 （略）</p> <p>- 3 - 3 - 2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 店頭金融先物取引業者の説明責任に係る留意事項 ～ （略） 区分管理の状況 保証金をカバー取引相手方へ預託している場合には、<u>金商業等府令第94条第1項</u>に規定するカバー取引相手方の情報に加え、カバー取引相手方での口座設定の状況及び保証金の管理の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</p> <p>(4)～(7) （略）</p> <p>- 4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>- 4 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 4 - 2 - 1 認可 私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたこ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>とを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a．～c． (略)</p> <p>(新設)</p> <p>d． (略)</p> <p>ロ．～ニ． (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>．監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</p>	<p>とを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ．内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a．～c． (略)</p> <p><u>d．当該業務において特定投資家向け有価証券を取扱う場合は、金商法第40条の4において制限されている取引を禁止する方法及び態勢が確立していること。また、この場合においては当該事項が金商業等府令第17条第5号に規定する「顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法」として認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</u></p> <p>e． (略)</p> <p>ロ．～ニ． (略)</p> <p>・ (略)</p> <p>．監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</p>
<p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書の記載内容 投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則(以下「投信財産計算規則」という。)第</p>	<p>- 3 諸手続(投資運用業)</p> <p>- 3 - 2 承認及び届出等</p> <p>- 3 - 2 - 3 運用報告書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託財産運用報告書の記載内容 投信法第14条第1項の規定による投資信託財産に係る運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるべきものであり、投資信託財産の計算に関する規則(以下「投信財産計算規則」という。)第</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>58 条第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>運用状況の推移</p> <p>イ．下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、表示されていること。</p> <p> a．単位型投資信託 <u>信託開始時から当期末まで</u></p> <p> b．（略）</p> <p> c．追加型公社債投資信託（下記 d に該当するものを除く。）<u>当期以前 3 期以上（ただし、投信財産計算規則第 59 条第 1 項による場合は、当作成期間以前 3 作成期間以上）</u></p> <p> d．計算期間が 1 日の追加型公社債投資信託 <u>1 作成期間以上</u></p> <p>ロ．（略）</p> <p>株式につき、銘柄ごとに、<u>前期末、当期末現在における株数及び当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</u></p> <p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．銘柄別に表示されていること。なお、国内株式（新株予約権証券を除く。）については、業種別に表示し、<u>当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて表示されていること。</u></p> <p>ニ．<u>当期末の国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額</u>については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p> <p>ホ．<u>当期末の外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額</u>については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p>	<p>58 条第 1 項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>運用状況の推移</p> <p>イ．下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、表示されていること。</p> <p> a．単位型投資信託 <u>投資信託財産の信託開始時から当該投資信託財産の計算期間の末日（以下（2）において「当期末」という。）現在まで</u></p> <p> b．（略）</p> <p> c．追加型公社債投資信託（下記 d に該当するものを除く。）<u>当期以前 3 期以上（ただし、投信財産計算規則第 59 条第 1 項による場合は、当作成期間以前 3 作成期間以上）</u></p> <p> d．計算期間が 1 日の追加型公社債投資信託 <u>1 作成期間以上</u></p> <p>ロ．（略）</p> <p>株式につき、銘柄ごとに、<u>当該投資信託財産の計算期間の直前の計算期間の末日（以下（2）において「前期末」という。）及び当期末現在における株式数並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</u></p> <p>イ・ロ．（略）</p> <p>ハ．銘柄別に表示されていること。なお、国内株式（新株予約権証券を除く。）については、業種別に表示し、<u>当期末現在における国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて表示されていること。</u></p> <p>ニ．<u>当期末現在における国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額</u>については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p> <p>ホ．<u>当期末現在における外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額</u>については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>ヘ・ト．（略）</p> <p>・（略）</p> <p><u>当期末現在において有価証券の貸付を行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。</u></p> <p>デリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)については、<u>それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</u></p> <p>当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が表示されていても差し支えない。)</p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものに係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額</u></p> <p><u>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p>—（略）</p> <p>— 投信法施行令第3条第6号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の<u>計算期間</u>における売買総額</p>	<p>ヘ・ト．（略）</p> <p>・（略）</p> <p><u>当期末現在において有価証券の貸付けを行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額</u></p> <p><u>株式及び公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。</u></p> <p>デリバティブ取引(金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。)につき、<u>種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</u></p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引(金商法第28条第8項第3号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)については、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。(ただし、投信財産計算規則第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額が表示されていても差し支えない。)</u></p> <p><u>デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引以外のものについては、当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>—（略）</p> <p>— 投信法施行令第3条第6号に規定する<u>約束手形</u>につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の<u>計算期間中</u>における売買総額</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 投信法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 投信法施行令第3条第8号に掲げる資産及び特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用資産の主な内容</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 投信法施行令第3条第7号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 投信法施行令第3条第8号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 投信法施行令第3条第9号に規定する商品につき、種類ごとに、前期末及び当期末現在における数量並びに当期末現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における商品の売買総額</p> <p>イ. 通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)</p> <p>ロ. 当該計算期間中における商品の売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示されていること。</p> <p>ハ. 当該計算期間中における商品の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。</p> <p>― 商品投資等取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>― 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>— 当期末現在における投信法施行令第3条第1号若しくは第3号から第8号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率</p> <p>比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。</p> <p>— 投信法第11条第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>— （略）</p> <p><u>当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人に支払われた売買委託手数料の総額取引状況は、有価証券、デリバティブ取引その他取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</u></p> <p>— 投資信託委託会社等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>取引状況は、有価証券、デリバティブ取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>— 投資信託委託会社等が宅地建物取引業を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた手数料の総額</p>	<p><u>おける運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p>— 当期末現在における投信法施行令第3条第1号若しくは第3号から第9号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率</p> <p>比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。</p> <p>— 投信法第11条第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>— （略）</p> <p><u>当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額</u></p> <p><u>取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引その他取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</u></p> <p>— 投資信託委託会社等が第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業を行っている場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>取引状況は、有価証券及びデリバティブ取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>— 投資信託委託会社等が宅地建物取引業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた手数料の総額</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>— 投資信託委託会社等が不動産特定共同事業を行っている場合においては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況</p> <p>取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>— 当該信託契約終了の場合は、投資信託財産運用総括表</p> <p>当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて表示されていること。なお、上記において当該運用の経過の概略が表示されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。</p> <p>投信財産計算規則第59条第1項による場合は、投信財産計算規則別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項</p> <p>投信法第129条第2項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則(以下「投資法人計算規則」という。)第71条に掲げる事</p>	<p>取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>⑲ 投資信託委託会社等が不動産特定共同事業を営んでいる場合においては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社等との間の取引の状況</p> <p>取引状況は、不動産の種類ごとに、売買及び賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>⑳ 当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、投資信託財産運用総括表</p> <p>当該信託財産の信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて表示されていること。なお、上記において当該運用の経過の概略が表示されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。</p> <p>投信財産計算規則第59条第1項による場合は、投信財産計算規則別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。</p> <p>㉑ 投資信託委託会社等が商品取引受託業務を行っている場合においては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投資信託委託会社等との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社等に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>取引状況は、商品及び商品投資等取引の種類ごとに、買付額及び売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 投資法人に係る資産運用報告書の記載事項</p> <p>投信法第129条第2項の規定により表示すべき資産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投資法人の計算に関する規則(以下「投資法人計算規則」という。)第71条に掲げる事</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>項の具体的な表示要領は、上記(2)に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、<u>投資法人計算規則第73条第1項第20号</u>に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。</p> <p>- 3 - 2 - 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領 投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日(<u>- 3 - 2 - 6</u> において「<u>当期末</u>」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表 当期末における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>当期末</u>における純資産額計算書 当期末における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、<u>当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額</u>が表示されていること。</p> <p>(略)</p>	<p>項の具体的な表示要領は、上記(2)に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。</p> <p>なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託会社等が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、<u>投資法人計算規則第73条第1項第22号</u>に規定するその他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項として当該投資信託委託会社等が合同運用している資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。</p> <p>- 3 - 2 - 6 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の表示要領 投信法第59条において準用する投信法第14条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、投信財産計算規則第63条第1項に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日(以下 <u>- 3 - 2 - 6</u> において「<u>当期末現在</u>」という。)における貸借対照表並びに当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表 当期末現在における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>当期末現在</u>における純資産額計算書 当期末現在における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、<u>同時点における純資産総額を当該発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額</u>が表示されていること。</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄 <u>当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位 30 位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、銘柄の名称、数量、金額及び投資比率について表示すること。</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 投資の対象とする金銭債権の主な種類</u> <u>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p><u>(8) 投資の対象とする手形の主な種類</u> <u>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p><u>(9) 投資の対象とする投信法施行令第 3 条第 8 号に掲げる資産又はこれらに類似する資産</u> <u>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄 <u>当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位 30 位について発行地又は上場金融商品取引所の区分により地域別に区分し、当該銘柄の名称、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。</u> (略)</p> <p><u>(6) 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類</u> <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況がデリバティブ取引の種類ごとに区分して表示されていること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 投資の対象とする金銭債権の主な種類</u> <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p><u>(9) 投資の対象とする手形の主な種類</u> <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p><u>(10) 投資の対象とする投信法施行令第 3 条第 8 号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類</u> <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</u></p> <p><u>(11) 投資の対象とする商品の主な種類</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の表示事項(当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第58条第1項に掲げる表示事項に準ずる事項) 投信財産計算規則第58条第1項に準じて表示する場合には、 - 3 - 2 - 3 (2) に準じて表示すること。</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 4 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。 イ. ~ リ. (略) 又. <u>投信法施行令第117条第8号の規定に基づく承認</u> ・ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p><u>当期末現在又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日において投資している商品のうち評価額上位 30 種類について通貨の種類ごとに区分し、当該商品の種類、数量、時価総額及び投資比率について表示すること。</u></p> <p>(12) <u>投資の対象とする商品投資等取引に係る権利の主な種類</u> <u>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が商品投資等取引の種類ごとに区分して表示されていること。</u></p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項(当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投信財産計算規則第58条第1項各号に掲げる表示事項に準ずる事項) 投信財産計算規則第58条第1項に準じて表示する場合には、 - 3 - 2 - 3 (2) に準じて表示すること。</p> <p>- 3 - 3 投資法人に係る事務処理上の留意点</p> <p>- 3 - 3 - 4 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等 財務局長は、投資法人の監督事務に係る財務局長への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議するものとする。 イ. ~ リ. (略) 又. <u>投信法施行令第117条第9号の規定に基づく承認</u> ・ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>